

## 福岡市市有施設屋根貸し太陽光発電事業 事前審査実施要領

本事前審査実施要領は、福岡国税局が実施する【福岡局 242-1 太陽光】、【福岡局 242-2 太陽光】、【福岡局 242-3 太陽光】、【福岡局 242-4 太陽光】の入札に参加する事業者が、落札後に円滑に事業を実施するために、以下に定める条件に合致することを福岡市が事前に審査するものである。なお、審査実施にあたり、個別にヒアリングを行うことがある。

### 1. 事前審査を申請することができる者（以下、「事業者」という。）の資格について

以下に掲げる条件を満たす者とする。

- (1) 国内に本社又は事業所のある単体の法人（以下、「法人」という。）であること。
- (2) 事業を円滑に遂行するために必要な資金力及び経営能力を有すること。
- (3) 以下の①～④のいずれも満たしていること。

①令和7年2月3日時点で、福岡市競争入札参加停止措置要領<sup>1</sup>に基づく競争入札停止の措置を受けていない者、又は措置要件に該当していない者

②以下の申立てがなされていない者

- (ア) 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
- (イ) 会社更生法第17条に基づく更生手続き開始の申立て
- (ウ) 民事再生法第21条の規定による再生手続きの申立て

③市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

④以下のいずれにも該当しない者

- (ア) 福岡市暴力団排除条例（以下、「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員
- (イ) 法人でその役員のうち暴排条例第2条第2号に該当する者
- (ウ) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

### 2. 事業の実施条件

福岡市（以下、「市」という。）では、脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入や利用を推進しており、本事業は、太陽光発電事業を行う事業者が市有施設の屋上の使用を許可し、太陽光発電設備の設置・運営を行うものである。本目的を達成するために、事業者は以下の条件に従い、誠実に履行することを条件とする。なお、事業実施にあたり、事業者は、以下条件を基本とした基本協定書を市と締結する必要があり、事業者は基本協定書の内容を遵守しなければならない。（基本協定書案は別に示す。）

#### (1) 行政財産目的外使用許可について

①落札者は、売却決定後、速やかに太陽光発電設備が設置されている施設の管理者より、地方自治法第238条の4に規定する行政財産の目的外使用許可を受ける必要がある。行政財産の目的外使用許可申請には、「市町村税を滞納していない旨の証明書<sup>2</sup>」及び「登記事項証明書」が必要であり、

<sup>1</sup> <https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/files/sotiyo.pdf>

<sup>2</sup> 市内に住所又は本店、支店、営業所等を有する者以外については、所在地市区町村が交付する証明書で、直近2年度分の市町村税に滞納がないことが確認できるものを提出すること。

3. 提出書類にて提出した書類が、行政財産の目的外使用許可の申請時から3カ月以内に取得したものである場合は、当該書類の提出を省略することができる。その他必要な書類については、落札者決定後に別途指示する。

なお、事前審査の承認を受けた場合であっても、必ずしも行政財産の目的外使用許可を受けることを保証するものではない。

(例：落札～行政財産目的外使用許可申請までに、1. 事前審査を申請することができる者の資格条件に反していることが判明した場合や、事業者が法令違反等により社会上での信用を失墜するような行為を行った場合等)

②施設の使用料として、下記算定式に基づき算出した額を毎年市に納めること。

年間使用料（円）

$$= \text{定格出力(kW/時)} \times 365 \text{ 日} \times 24 \text{ 時間} \times \underline{14.5(\%)} \quad \times \underline{39.6(\text{円/kWh})} \times \underline{\text{提示係数}(\%)} \\ \text{設備利用率}(\text{※注1}) \quad \text{調達単価}(\text{※注1}) \quad (\text{※注2})$$

(※注1) 設備利用率は14.5%（調達価格等算定委員会の調達価格の前提となる最新値(2024年度値)）を採用し、調達単価は、36円+税（本事業が開始された平成25年度の単価）を採用すること。

(※注2) 提示係数は、事業者が提案する任意の計数であり、3%を下限値とする。

各事業者の提案する提示係数を用いて算定の上、「事業収支計画（様式6）」に記載すること。

なお、落札者決定後、(1) ①の目的外使用許可の際に、注2の係数を決定するものとする。

(2) 発電事業の実施について

- ①本事業において、事業者の所有となる設備は、太陽光パネル（架台、基礎含む）、パワーコンディショナ、電力メーター、引込開閉器盤、交流集電箱、計測用コントロールボックス、発電量表示モニタ（以下、「太陽光発電設備等」という。）となり、別添概念図のとおりである。
- ②本事業を一括して第三者に委託してはならない。また、一部を第三者に委託する場合、再委託は認めない。
- ③売電期間は、固定価格買取制度の調達期間である令和17年7月末日までとし、終了後は速やかに事業者の費用負担により太陽光発電設備等を撤去して目的外使用許可を受けた部分について補修を行った上で、市に返還すること。
- ④再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法における、FIT認定に係る事業計画変更等の必要な手続きは事業者が行い、住民説明会等の同法に定める内容を遵守すること。

(3) 維持管理について

- ①太陽光発電設備等の不具合等によって、市有施設や周辺地域へ影響を与えた場合、又は影響が考えられる場合は、速やかに市へ状況を報告し、対策を講じること。
- ②事業期間中に市が屋上防水の改修工事を実施する場合において、太陽光発電設備が工事の支障になる場合は、事業者の負担にて太陽光パネルを一時撤去し、防水工事完了後に再取付を行うこと。

- ③天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令改正その他市及び事業者の責めに帰することができない事由による破損以外で雨漏りが発生した場合は、雨漏りの原因究明に協力し、太陽光発電設備が原因である場合は、事業者の負担により屋上防水の修繕を行うこと。
- ④事業者は、(2)③の売電期間を保険期間とした太陽光発電設備等の管理に関する損害保険に加入するものとし、加入後、損害保険の契約書の写しを市に提出すること。

### 3. 提出書類

- (1) 事前審査申請書（様式1）
  - (2) 法人概要表（様式2）
  - (3) 市町村税を滞納していない旨の証明書（3カ月以内のもの）
  - (4) 消費税及び地方消費税を滞納していない旨の証明書（3カ月以内のもの）
  - (5) 登記事項証明書（3カ月以内のもの）
  - (6) 誓約書（様式3）
  - (7) 役員名簿（様式4）
  - (8) 直近3か年分の貸借対照表及び損益計算書
  - (9) 事業実施計画書
    - ①事業実施体制（様式5）
      - ・本事業実施に係る関係事業者等（予定）を全て記載すること（資金調達等に関する関係者を除く）
    - ②維持管理計画（様式5）
      - ・不具合発生時等、緊急時の対応体制を記載すること
      - ・点検内容や時期、設備の更新計画等を記載すること
      - ・加入する予定の損害保険の内容を記載すること
    - ③工程表（様式5）
      - ・FIT認定に係る事業計画の変更や、周辺住民等への周知、発電開始までに必要な手続きをスケジュールとともに明示すること
    - ④事業収支計画書（様式6）
      - ・太陽光発電設備取得から設備撤去までの1年毎の事業収支計画表を提出すること
- ※(3)～(7)については、福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿に登載されている者については、提出を要しないものとする。

### 4. 提出方法等

#### (1) 提出書類

「3. 提出書類」で(1)～(9)に示した書類

- ※(3)～(7)については、福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿に登載されている者については、提出を要しないものとする。

(2) 受付期間

令和7年3月3日（月曜日）から令和7年3月10日（月曜日）17時まで

(3) 提出先

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1 福岡市役所13階  
福岡市 環境局 脱炭素社会推進部 脱炭素事業推進課 公共施設係  
電話：092-711-4204  
E-Mail：datsutanso-jigyo.EB@city.fukuoka.lg.jp

(4) 提出方法

電子メールで送信すること。電子メールの件名は「福岡市市有施設屋根貸し太陽光発電事業 事前審査申込」とすること。電子メール送付後、電話により提出先へ確認すること。

5. 質問の受付

(1) 事業や審査の内容に関する質問がある場合は、以下のとおり質問書（様式7）を提出すること。

①受付期間

令和7年2月3日（月曜日）から令和7年2月21日（金曜日）まで

②提出方法

電子メールで送信すること。電子メールの件名は「福岡市市有施設屋根貸し太陽光発電事業に関する質問」とすること。電子メール送付後、電話により提出先へ確認すること。

③提出先

「4. 提出方法等」記載のE-Mailアドレスに提出すること。

(2) 質問に対する回答は、令和7年2月28日（金曜日）までに、福岡市のホームページにて公開する。

6. 審査結果の通知

審査結果の通知は、令和7年3月31日（月曜日）までに事前審査結果通知書（様式8）をもって行うこととする。通知方法については、別途案内するものとする。

7. 注意点

福岡市は、福岡国税局が実施する【福岡局242-1】太陽光【福岡局242-2】太陽光【福岡局】242-3【福岡局】242-4の公売において、公売財産に財産の種類又は品質の不具合等があっても、責任を負わないものとする。また、いかなる理由があっても公売財産に関する苦情等は受け付けられないものとする。

※ 参考 各施設の発電に関する情報

| 売却区分<br>番号 | 施設名     | 発電開始日            | 定格出力    | 年間発電量<br>(2021 年度実績) |
|------------|---------|------------------|---------|----------------------|
| 242-1      | 中央体育館   | 平成 27 年 6 月 8 日  | 49.5 kW | 48,307 kWh           |
| 242-2      | 東市民プール  | 平成 27 年 6 月 30 日 | 29.7 kW | 29,835 kWh           |
| 242-3      | 博多市民プール | 平成 27 年 7 月 10 日 | 29.7 kW | 34,912 kWh           |
| 242-4      | 南体育館    | 平成 27 年 7 月 31 日 | 49.5 kW | 54,201 kWh           |